

標題 : 総務省通知「人材育成基本方針策定指針の改正について」
発信番号 : 自治労情報2023第0220号
発信日付 : 2023年12月27日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は12月22日、通知「人材育成基本方針策定指針の改正について」を发出了しました。

自治体の人材育成に関しては、1997年に総務省から「人材育成基本方針策定指針」が示され、それに基づいてほぼすべての自治体(95.7%)が基本方針を策定しています。この度、社会状況等の変化を踏まえ、人材育成のみならず、人材確保や職場環境の整備をはかるという総合的観点から、97年の指針が新たに「人材育成・確保基本方針策定指針」(以下、新指針)として全面的に改正されました。

自治体は、本指針や9月に公表された報告書を参考として、基本方針の改正等を含め、人材の育成・確保の取り組みを着実に推進することが求められています。基本方針の改正(策定)にあたっては、現場の求める人材育成・確保がはかられるよう、検討段階から労使協議を求めていただきますようお願いいたします。

<参考>総務省「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」報告書の公表について
<https://remote2.cybozu.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/dm/view?did=262361&br=1>

添付ファイル :
人材育成基本方針策定指針の改正について(通知).pdf
人材育成・確保基本方針策定指針.pdf
【参考】人材育成・確保基本方針策定指針(概要).pdf